

## 令和2年度大磯町教育委員会第9回定例会議事録

1. 日 時 令和2年12月17日（木）  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前9時52分
2. 場 所 大磯町役場 4階第1会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長  
曾 田 成 則 教育長職務代理者  
長 嶋 徹 委員  
トーリー 二葉 委員  
濱 谷 海 八 委員  
大 槻 直 行 教育部長  
佐 川 和 裕 参事（歴史・文化担当）  
宮 代 千 秋 学校教育課長  
山 口 信 彦 子育て支援課長  
波多野 昭 雄 生涯学習課長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長  
田 中 恵 子 （書記）学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 佐 野 慎 治 町民福祉部長  
添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長
5. 傍聴者 4名
6. 付議事項  
議案第20号 大磯町指定有形文化財の指定事項の変更について  
議案第21号 大磯町指定有形文化財の指定について
7. その他

## (開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和2年度大磯町教育委員会第9回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項2件でございます。

本日は5名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

～ 休憩 ～

### 【令和2年度第8回定例会の議事録の承認】

教育長) それでは、はじめに「令和2年度第8回定例会議事録」の承認をお願いいたします。

「令和2年度第8回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりですが、よろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和2年度第8回定例会議事録」については、ご承認いただいたものといたします。

### 【教育長報告】

教育長) 続きまして、教育長報告をさせていただきます。

それでは、11月定例会開催後の令和2年11月20日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス関連になりますが、全国的に、新型コロナウイルス感染症の感染者や重症者が日々増加し、医療現場の病床不足や、医師や看護師など従事者の不足から医療崩壊の恐れが危惧されており、国においては、GoTo トラベル事業の適用を全国一斉に一時停止することを決定しております。また、県内においては、新規感染者は、連日200人を超え、12月11日には過去最高の285人となるなど、なかなか感染収束の兆しが見えない状況となっており、12月15日には、本年4月、5月のときと同様に、人との接触機会を減らすため、県民の皆さまには、可能な限りの外出自粛が呼びかけられました。町内に居住する方々の感染者についても、これまでの累計になりますが、20名を超える感染が確認されております。

例年であれば、これからインフルエンザが徐々に流行していく時期となってきますので、新型コロナウイルスや季節柄の流行するウイルスの感染防止対策も踏まえた上で、各学校では、引き続き、気を緩めることのないよう、毎朝の「登校時の健康観察の実施」のほか、「必要に応じたマスクの着用」や「手洗い」の徹底など、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続してまいります。

それでは、教育委員会諸行事についてですが、11月30日より12月15日まで、令

和2年第4回12月大磯町議会定例会が開催されました。なお、11月30日、議会初日の本会議において、「教育関連施設の長寿命化計画策定業務委託」、「大磯小学校内の遊具の撤去・設置」などの教育委員会関係の費用をはじめ、町側が上程した全ての一般会計補正予算案が可決されております。

詳しくは次回の教育委員会定例会でご報告いたします。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、11月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

### 【議案第20号 大磯町指定有形文化財の指定事項の変更について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第20号『大磯町指定有形文化財の指定事項の変更について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

曾田委員) 議事に入る前に、一つだけ質問させてもらいたいことがあるんですが、昨日の文科省と財務省の関係で、全国の小学校が5年間をかけて35人学級にしたいという話がありました。

コロナの問題がありましてから、大磯町も30人とか25人とか色々な形態があったと思いますけれども、そちらのほうが先生方も子どもたちもやりやすいというような評価もあって、文科省のほうでは議論が30人でスタートしたはずですが、35人で決着を今日みるようでございます。

ですから、このことに関して、大磯町の教育委員会としては5年で十分なのか、あるいは、既にできているのか、その辺をちょっと教えていただければありがたいと思います。

教育長) 曾田委員のほうからご質問がありましたけれども、学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長) ただいまのご質問は35人以下学級の件ですが、いまの現状というところでは、実際には小学校1年生はすでに35人以下学級が国のほうの法令等で整備されていることとございます。また、小学校2年生においても、県の条例等の中で規定されておりまして、県のほうで加配がつかない場合は町のほうの費用の中で、35人以下学級を2年生も保障している形で進めているという状況になっております。

国のほうは今日の朝の新聞でいきますと、5年間かけて段階的に35人以下学級に変えてといくような形の報道がされましたけれども、実際にはその方針に沿った中で進めていくのかなというふうに考えております。以上です。

曾田委員) ありがとうございます。それでは、特に問題はないということで、よろしくお願いたします。すみませんでした、議事に入る前に話をしてしまいました。

教育長) ありがとうございます。こういったことがポンと急に出るようなことがありますけれども、これについてもまた事務連絡調整会議の中で、定例会の中でもきちんとお伝えさせていただくということで、よろしくお願したいと思います。

その他よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。はじめに、議案第 20 号『大磯町指定有形文化財の指定事項の変更について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。書記) 議案第 20 号『大磯町指定有形文化財の指定事項の変更について』、本文については省略させていただきます。令和 2 年 12 月 17 日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 20 号『大磯町指定有形文化財の指定事項の変更について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町文化財専門委員会からの答申を受け、大磯町文化財保護条例及び同条例施行規則の規定に基づき、大磯町指定有形文化財の指定事項を変更するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長) 議案第 20 号『大磯町指定有形文化財の指定事項の変更について』、補足説明をいたします。

こちらの議案につきましては、町指定有形文化財である「滄浪閣（伊藤博文邸宅跡 旧李王家別邸）」について、昨年の国の調査により、新たな事実が確認されたことから、指定範囲、作成者を変更するとともに、名称を明治記念大磯邸園での活用名称に変更するというものでございます。

説明書 1 ページをご覧ください。指定事項の変更理由でございます。

指定名称を、明治記念大磯邸園の活用名称である「旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）」へ変更することに異論はないが、現存する主屋の建築年代が伊藤博文存命時ではなく、旧李王家所有時代であることから、旧李王家別邸を主、旧伊藤博文邸跡を従とする名称が相応しい。また、指定名称に敷地を付すことは、文化財的に意義がある。

建物の指定範囲については、調査により判明した旧李王家別邸の当初材が現存する洋室棟、和室棟のポーチを指定範囲に含める一方で、ホール棟は昭和 27 年から 28 年の建築であり、指定名称にある旧李王家別邸とは無関係であるため、指定範囲から除くことは妥当である。

作成者については、設計者が中村與資平であることを結びつける資料が残っておらず確定とは言い切れないことから、指定事項の変更はいずれも妥当である。

以上のことから、指定事項の変更はいずれも妥当である旨の答申を文化財専門委員会よりいただいております。

2 ページにつきましては、文化財専門委員会から令和 2 年 12 月 4 日付けで教育委員会へ提出されました、指定有形文化財、滄浪閣の指定事項の変更についての答申。

3 ページから 4 ページは、答申に付された指定事項変更に関する答申書。

5 ページは、文化財指定事項の変更に伴う所有者からの申請書の写し。

6 ページにつきましては、指定事項変更に係る「大磯町指定有形文化財の指定事項変更に関する要領」で、第 2 指定事項の変更に基づき変更を行うものでございます。

議案をご覧ください。変更する事項でございますが、(1) 名称及び数量につきましては、文化財専門委員会から、旧李王家別邸を主、旧伊藤博文邸跡を従とする名称が相応しいこと。また、指定名称に敷地を付すことは文化財的に意義があるという考

えが示されたことから、名称を「旧滄浪閣（旧李王家別邸・伊藤博文邸跡）5棟 附敷地1筆、杉戸絵4枚」とします。

変更にあたっては、申請者である国土交通省関東地方整備局に照会し、異議ない旨の回答をいただいております。説明資料7ページの国からの文書は、名称変更に関する異議ないことの回答でございます。

(2) 建物の指定範囲につきましては、ホール棟を指定範囲から外し、現在指定範囲に含まれていない当初材が残る洋室棟、和室棟のポーチを追加指定します。

(3) 作成者につきましては、中村氏が作成した図面とともに、中村興資平資料館に事実が確認できる資料がなく、中村氏の手記にも、李王家の設計に着手した記録がないことから、「確定」に至らず、「推定」と変更するものでございます。

以上、ご審議いただきまして、指定有形文化財の指定事項の変更についてご承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

各委員) なし。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第20号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第20号『大磯町指定有形文化財の指定事項の変更について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【議案第21号 大磯町指定有形文化財の指定について】

教育長) 続きまして、議案第21号『大磯町指定有形文化財の指定について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第21号『大磯町指定有形文化財の指定について』、本文については省略させていただきます。令和2年12月17日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第21号『大磯町指定有形文化財の指定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町文化財専門委員会からの答申を受け、大磯町文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、大磯町指定有形文化財として指定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第15号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長) 議案第21号『大磯町指定有形文化財の指定について』、補足説明をいたします。説明資料1ページをご覧ください。

はじめに、指定理由でございます。

対象となる物件は、昭和27年から28年の間に駐留軍関係者向けの保養施設として新築されたもので、大磯の戦後史を物語る貴重な建築でございます。シャープな水平庇や湾曲した大型ガラス窓等にモダニズムの特徴を顕著に示す一方、1階内部は社交空間らしい木部を活かした落ち着いたある内装で、建築当初の機能をよく示しております。

伊藤博文が命名した「滄浪閣」の名を継承した宿泊施設の一部として、昭和40年代以降は中華料理店に用いられ、平成19年まで長く町民に親しまれてきました。東海道沿いに展開する別荘建築群の中で象徴的な存在であると共に、松並木と一体となって大磯町の歴史的景観に寄与してきました。

前身となる李王家別邸当時の建築ではないものの、竣工から既に60年以上経過しており、文化財建造物として評価可能とされる建築後50年以上という条件を満たしています。

この貴重な文化財を将来に伝えていくため、大磯町文化財保護条例第3条第1項の規定により、当該物件を大磯町指定の有形文化財として指定いたしたく、承認を求めらるるものでございます。

なお、本件につきましては、令和2年9月24日付けで、大磯町教育委員会から大磯町文化財専門委員会へ諮問しており、12月4日付けで、町の文化財として指定すべきである旨の答申を得ております。

2ページにつきましては、文化財専門委員会から令和2年12月4日付けで教育委員会へ提出されました、指定有形文化財の指定についての答申。3ページから5ページは、答申に付された指定に関する答申書でございます。

6ページから8ページは、文化財指定に伴う所有者からの申請書と同意書のそれぞれ写しでございます。

9ページにつきましては、指定、申請等に係る「大磯町文化財保護条例」の抜粋で、第3条第1項の規定に基づく指定を行うものでございます。

なお、文化財専門委員会から、文化財の名称については、建築された年代がホテル滄浪閣として旧滄浪閣を使用していた時期の昭和27年から28年に増築された建物であるため、「旧ホテル滄浪閣 ホール棟」への変更が相応しいとの考えが示されたことから、名称を「旧ホテル滄浪閣 ホール棟」とさせていただきます。

変更にあたっては、申請者である国土交通省関東地方整備局に照会し、異議ない旨の回答をいただいております。10ページの国からの文書は、名称変更に関する異議ないことへの回答でございます。

以上、ご審議いただきまして、指定有形文化財の指定についてご承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

各委員) なし。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第21号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第21号『大磯町指定有形文化財の指定について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【報告事項その他】

教育長) それでは、次に、その他について、何かございませんでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

■事務連絡

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、1月21日、木曜日、午前9時30分から、本庁舎4階第1会議室で開催予定です。なお、午後は、大磯幼稚園の訪問を予定しております。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和2年度大磯町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和3年1月21日

教 育 長      野 島 健 二

教育長職務代理者      曾 田 成 則

委 員      ト ー リ ー 二 葉

委 員      長 嶋 徹

委 員      濱 谷 海 八